

# 令和6年度20年経験者研修会（高等学校・特別支援学校）実施計画

## 1 目的

これまでの教職経験を振り返り、職務遂行のあり方を見つめ直すとともに、今日的学校課題に対する理解を深め、高い識見に基づいて学校運営に参加することができるような資質・能力の向上を図る。

## 2 主催 宮城県教育委員会

## 3 対象

令和6年4月1日現在において在職期間が20年を経過した教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員 ※ 過年度未受講者を含む

### 【留意事項】

- (1) 対象となる公立学校は、高等学校、特別支援学校とする。（ただし、仙台市立学校を除く。）
- (2) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、管理主事、社会教育主事、指導主事の職にある者及びこれらの職の経験者は対象から除く。
- (3) 栄養教諭の在職期間には、学校栄養職員としての経験年数を加算しない。
- (4) 在職期間には、異なる職で在籍した経験年数は加算しない。
- (5) 県外及び私立の学校の教職経験年数は、当該在職期間に通算する。
- (6) 臨時的に任用された期間及び職員団体の役員として専ら従事した期間は、当該在職期間に通算しない。
- (7) 休職等の期間が引き続き1年以上の場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときには、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- (8) 育児休業等の期間が引き続き1年以上の場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときには、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- (9) 対象年度に受講できなかった者は、翌年度の受講対象者となる。

## 4 期 日 令和6年5月17日（金）

## 5 会 場 宮城県総合教育センター

## 6 内 容

- (1) 講義・演習「組織を活性化するコミュニケーションの在り方」（仮）
- (2) 協議「主体的・対話的で深い学びの実現のために」（教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手）  
「組織としての生徒指導・生活指導について」（寄宿舎指導員）  
NITS校内研修シリーズを視聴し、動画の内容を踏まえ、協議を行う。
- (3) 講義「組織における20年経験者の役割」（仮）

## 7 受講に係る留意事項

- (1) 受講申込
  - ① Mナビオンライン「受講管理システム」から指定された期日までに受講者が確実に行う。
  - ② 育児休業、休職、その他やむを得ない理由で受講延期をする場合は、年度当初に申込手続きをせず「延期願」（センター様式第2号）（「令和6年度宮城県教職員研修計画」p39～p42参照）を提出する。複数年度にまたがる場合は毎年4月に提出する。
- (2) 受講準備
  - ① 協議の分科会のための調査  
令和6年4月1日（月）～4月12日（金）に、下記よりGoogle Formsに接続し、回答する。  
※受講申込と同時に、確実に回答する。

【URL】 <https://forms.gle/Rk7EnTjTUSb4RPeQ8>



② 動画の事前視聴

令和6年4月22日(月)～5月16日(木)に、eラーニングシステム内にある当該コンテンツを視聴する。

- ・教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手は、NITS校内研修シリーズNo.25「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて」(約25分)を視聴する。

※やむを得ない事情で事前の視聴が難しい場合は、当日9時10分から研修会場で動画を見られるように準備するので、間に合うよう来所する。

- ・寄宿舎指導員は、NITS校内研修シリーズNo.129「生徒指導I『生徒指導提要』の改訂をふまえたこれからの生徒指導の方向性」(約30分)を視聴する。

※やむを得ない事情で事前の視聴が難しい場合は、当日9時5分から研修会場で動画を見られるように準備するので、間に合うよう来所する。

③ 協議について

協議のはじめに、1人6分程度で各自の実践について発表する。該当する職種の項目ア、イについて、発表できるように手持ち資料等を準備する(提出不要)。

- ・教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手

ア 「主体的・対話的で深い学び」の実現のための、各自の取組や課題について

イ 「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、深化発展期の教員として、所属校で果たすべき役割に対して、今後実践していきたいこと

- ・寄宿舎指導員

ア 各学校の寄宿舎の現状と、生活指導上の取組や課題について

イ 生徒指導の充実を図るために、組織の中で深化発展期の職員として、所属校で果たすべき役割に対して、今後実践していきたいこと

※「深化発展期の教員に求められる資質能力」については、「教員のライフステージとみやぎの教員に求められる資質能力(令和6年度宮城県教職員研修計画P9、10)」を参照。

- ④ 総合教育センターが実施する研修については、各受講者がMナビオンライン「受講管理システム」の「研修会情報」を確認し、研修に向けた準備を行う。

(3) 欠席について

① 県立学校の場合

教頭等が、研修担当に電話連絡を行い、やむを得ない理由で欠席する場合は、総合教育センター所長宛てに「欠席届」(センター様式第1号)を提出する。

② 市立学校の場合

教頭等が、所管の教育委員会に相談の上、やむを得ない理由で欠席する場合は、研修担当に電話連絡を行う。その後、所管の教育委員会を経由して、総合教育センター所長宛てに「欠席届」(センター様式第1号)を提出する。